

法人土地基本調査規則の一部改正について

平成20年2月
土地・水資源局
土地情報課

1 改正の概要

統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計である法人土地基本統計（指定統計第121号）を作成するための法人土地基本調査は、法人の土地の所有、利用状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにし、土地行政遂行等の基礎資料を得ることを目的に法人土地基本調査規則（平成10年総理府令第32号）に基づき、土地・水資源局土地情報課で実施している。

今回、平成20年法人土地基本調査の実施にあたり、前回（平成15年）の調査からの変更点を反映するため、当該規則を改正する必要があるところである。

2 平成20年法人土地基本調査について前回調査からの主な改正点

(1) 定義について

会社法の施行（平成18年5月1日）に伴い、会社の区分を変更する。

(2) 調査の対象について

都道府県が調査を実施していた、会社以外の法人について、国土交通省でも調査の実施を可能とするため、当該規則の該当部分を変更する。

(3) 調査事項等について

放送施設用地について範囲を限定するため当該規則の該当部分を変更する。

(4) 電子情報処理組織を使用する際の特例

平成20年法人土地基本調査より、電子情報処理組織を使用して回答を可能とするため、所要の規定を整備する。

(5) 別表について

業種について、日本標準産業分類の文言に合わせるため、当該規則の該当部分を変更する。

3 法人土地基本調査の実施時期

平成20年9月15日～10月31日

4 今後のスケジュール

公布日：平成20年5月上旬

施行日：公布日に施行